

減価償却費の計算(定額法)及び記載の仕方

項目	記載内容
④取得価格	取得価額そのままの金額を記入します。 下段のカッコ内は記入する必要はありません。
⑤償却の基礎になる金額	取得価額そのままの金額を記入します。
償却方法	「定額法」と記載します。 建物、建物附属設備、構築物及び生物は定額法となります。 (平成 28 年 4 月 1 日以降に取得したものに限る。)
耐用年数	別紙「主な減価償却資産の耐用年数表」をご確認ください。
⑥償却率又は改定償却率	一括償却資産の場合は「1/3」と記載してください。
⑦本年中の償却期間	資産の月の途中で取得や譲渡、取壊しなどをした場合はその月を 1 か月として計算した本年中の償却期間の月数を記入します。 【例】3月に取得した場合 10 (3月から12月の10か月) /12 (1年) となります。
⑧本年分の普通償却費	「⑤×⑥×⑦」で計算した金額を記入します。 未償却残高が1円になるまで償却します。
⑨未償却残高(期末残高)	(1) 本年中に取得した資産は④の金額から⑤の金額を差し引いた金額 (2) 前年以前に取得した資産は、前年末の未償却残高(「取得金額」-前年末までの減価償却費の累計額)の金額)から⑤の金額を差し引いた金額
摘要	①取得資産が中古である場合 「中古」と記載 ②資産を本年中に譲渡や取壊し等をした場合 →その月日、事由などを記載 ③譲渡や取壊しなどをした資産について本年分の償却を省略した場合→その旨を記載 ④特別償却の適用を受ける場合→その特例名

中古資産を取得した場合の耐用年数

法定の耐用年数ではなく、取得後の使用可能年数を見積もって耐用年数とすることができます。

取得後の使用可能年数の見積もりが困難な場合は、大規模な改良をしていない限り、次の算出で計算した年数（その年数が2年未満となるときは2年とし、その年数に1年未満の端数がある場合は切り捨てます。）を耐用年数とすることができます。

①法定耐用年数の全部を経過した資産

法定耐用年数 \times 0.2=耐用年数

【例】法定耐用年数の全部を経過した農業用設備の場合

7年 \times 0.2=1.4となり耐用年数は1年となります。

②法定耐用年数の一部を経過した資産

法定耐用年数-（経過年数 \times 0.8）=耐用年数

【例】法定耐用年数5年経過した農業用設備の場合

7年-（5 \times 0.8）=3年 耐用年数は3年となります。

少額な減価償却資産について

減価償却資産（一定のリースを除きます。）で取得価格が10万円未満のもの（令和4年4月1日以降に取得したもので貸付け（主要な業務として行われるものを除きます。）の用に供したものを除きます。）又は使用可能期間が1年未満のもの（いわゆる少額な減価償却資産）については、減価償却をしないで、使用した時にその取得価額がそのまま必要経費となります。

一括償却資産について

取得価額が10万円以上20万円未満の減価償却資産（一定のリース資産、少額な減価償却資産及び令和4年4月1日以降に取得したもので貸付け（主要な業務として行われるものを除きます。）の用に供したものを除きます。）については、減価償却をしないでその使用した年以後3年間の各年分において、その減価償却資産の全部又は特定の一部を一括し、一括した減価償却資産の取得価額の合計額の3分の1の金額を必要経費にすることができます。この場合、「 \odot 償却率又は改定償却率」欄に「1/3」と記入します。